平塚市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、下肢等障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進するため、下肢等障害者が自動車運転免許の取得に要する経費の一部に対し助成金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条 この助成金の交付の対象となる下肢等障害者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級から4級の下肢障害、体幹障害、内部障害を有する者又は1級の上肢障害を有する者とする。

（助成対象事業）

第３条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、前条に規定する交付対象者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の規定による普通自動車免許（以下「免許」という。）を受けるため、同法第98条第1項に規定により都道府県公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所（以下「自動車教習所」という。）において受ける自動車の運転に関する技能の教習（以下「技能教習」という。）とする。

（助成対象経費及び助成金交付額）

第４条 助成金の交付の対象となる経費は、交付対象者が前条に規定する自動車教習所において、道路交通法第99条の5第1項の規定による技能検定に合格するまで技能教習を受けるために直接要する経費とする。

２ 助成金の交付額は、前項に規定する助成対象経費の3分の2以内とする。ただし、その額が9万円を超えるときは、9万円とする。

（助成金の交付の申請）

第５条 規則第5条の規定による助成金の交付申請は、下肢等障害者自動車運転訓練費助成金交付申請書（第1号様式）により、自動車教習所にて技能教習を開始する前に行うものとする。

（助成金の交付の決定通知）

第６条 規則第7条の規定による助成金の交付の決定通知は、下肢等障害者自動車運転訓練費助成金交付決定通知書（第2号様式）又は、下肢等障害者自動車運転訓練費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、行うものとする。

（助成金交付の条件）

第７条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 助成事業の内容変更（軽微な変更を除く）をする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（2） 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（3） 助成事業が、予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（4） 交付対象者は、技能検定に合格する前に助成事業を放棄した場合には、助成を受けることができない。

（助成事業の変更等の承認）

第８条 第6条の規定により助成金の交付の決定通知を受けた者は、助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止若しくは廃止する必要が生じた場合には、速やかに下肢等障害者自動車運転訓練費助成事業変更（中止・廃止）届書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

第９条 助成金の交付の申請をした者は、第６条の規定による助成金の交付の決定通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から10日以内に下肢等障害者自動車運転訓練費助成金交付申請取下届（第5号様式）により、申請の取下げをすることができる。

２ 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、下肢等障害者自動車運転訓練費助成事業報告書（第6号様式）に、自動車教習所長が発行する技能検定合格証明書（第7号様式）を添えて当該免許を受けた日から30日を経過した日までに市長に報告しなければならない。

（助成金の交付額の確定及び支払）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、適正と認めたときは、第4条の規定に基づき、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

２ 助成金の支払は、前号により交付すべき助成金の額が確定された後、交付対象者に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

　　 附 則

 この要綱は、平成18年10月１日から施行する。

　　 附 則

 この要綱は、平成25年4月１日から施行する。

附 則

 この要綱は、平成28年4月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和3年4月１日より施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。